



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 松本 和明  
(コード番号 8091 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 山本 敏夫  
総務チームリーダー 平田 亨  
(TEL 03-3458-3524)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 130 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件にともなう監査等委員会設置会社への移行につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行にともない、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されたことから、当社は、取締役会の監督機能を高めるとともに、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしましたことと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設し、あわせて剰余金の配当の基準日に関する規定を整備するものであります。
- (3) その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上

(下線は変更の部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) <u>監査役</u>  (3) <u>監査役会</u>  (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人および株式取扱規則)</p> <p>第10条 (条文省略)  ② (条文省略)  ③ (条文省略)  ④ <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)  ② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) <u>監査等委員会</u>  &lt;削除&gt;  (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって<u>市場取引等により</u>自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第9条 (現行のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行のとおり)  ② (現行のとおり)  ③ (現行のとおり)  &lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行のとおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行のとおり)  ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を行使しうる他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行のとおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第 19 条 &lt;新設&gt;</p> <p>当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって会社を代表する取締役1名または若干名を選定するものとする。</p> <p>②取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長およびその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の権限等)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>②<u>取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにかかわる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合において適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>②<u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印する。</u></p> <p>②<u>前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>②<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>②<u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>) 第 27 条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>) 第 28 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>) 第 29 条 <u>当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の権限等</u>) 第 31 条 <u>監査役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、当社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(<u>取締役会規則</u>) 第 28 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第 29 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行のとおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>②<u>監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合において適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決するものとする。</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印する。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②<u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 36 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 37 条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)  第<u>37</u>条 (条文省略)  &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  第<u>38</u>条 (現行のとおり)  <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)  <u>1. 当社は、第130回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上